



平成20年住宅・土地統計調査の実施について

～ 見えてくる 日本の暮らし 住まいから ～

総務省統計局
都道府県・市区町村

マンション・アパート等の管理人，管理会社，管理組合の皆様へ

総務省統計局では，10月1日（水）現在で，都道府県・市区町村を通じ「平成20年住宅・土地統計調査」を実施します。

都道府県知事（又は市町村長）が任命した「統計調査員」が，建物にお住まいの世帯にお伺いした際は，ご協力をお願いいたします。

どんな調査なの？

国が実施する基本的で重要な統計調査です！

住宅・土地統計調査は，全国及び地域別の住宅・土地の詳しい実態を明らかにすることを目的として，全国の約350万世帯を対象に行う大規模な統計調査で，昭和23年に開始され，今回が13回目となる調査です。

この調査は，統計法に基づき，指定統計第14号として国が実施するものです。

調査の結果は，住生活基本法に基づいて作成される住生活基本計画，土地利用計画などの諸施策の企画，立案，評価等の基礎資料として利用されています。

管理人等はどうな協力をすればいいの？

統計調査員が，建物にお住まいの世帯にお伺いできるように，ご協力をお願いします！

調査実施に先立ち，調査員が，主に9月以降，調査対象となる地域を確認し，居住する世帯にリーフレットを配布します。（調査員は，「調査員証」を携帯しています。）

その後，調査対象に選定された世帯には，9月下旬以降，住宅・土地統計調査の調査票への記入のお願いに再度伺うこととなります。

調査対象世帯には，統計法に基づき，申告の義務が課せられます。

しかし，オートロックマンションなどについては，厳重なセキュリティなどのため，調査員が建物内に入ることで困難なケースも多く，調査が円滑に行われないケースも想定されます。

そのような場合，調査員が建物内に入り世帯の方にお伺いできるように，また，当該建物について，居住世帯のいない住宅，建物の構造，敷地面積などをお尋ねすることがありますので，管理人・管理会社・管理組合の皆様のご協力をお願いします。

また，昼間不在がちな世帯などで，調査員が訪問しても面会できない場合には，皆様に居住状況などをお尋ねすることがありますので，同様にご協力をお願いします。

居住者情報を提供しても問題はないの？

統計調査への協力の要請は，法令に基づく正当なものですので，ご協力をお願いします！

個人情報保護法第23条第1項では，「個人情報取扱事業者は，あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない」とされていますが，「法令に基づく場合」は例外となっています。

管理人，管理会社，管理組合の皆様にご協力をお願いするのは，統計法第17条に基づく協力依頼であり，個人情報保護法第23条第1項第1号による「法令に基づく場合」に該当しますので，ご協力をお願いいたします。

もちろん，個人情報は統計法により厳重に保護され，調査関係者が調査で知り得た内容を他に漏らしたりすることは絶対にありません^(注)ので，ご安心ください。

(注) 調査関係者が，職務上知り得た秘密を他に漏らしたり，盗用したときは，統計法の罰則規定に基づき，懲役又は罰金が課せられます。

統計法（抄）（指定統計調査の実施に対する協力）
第17条 指定統計調査の実施者が，その指定統計調査を行うに際して必要があると認めるときは，関係各行政機関の長又はその他のものに対し，調査，報告その他の協力を求めることができる。

住宅・土地統計調査コールセンター：0570-08-1001
コールセンターは8月16日（土）から開設します。

総務省統計局 URL：<http://www.stat.go.jp>